

第 140 回 I P U（列国議会同盟）会議派遣参議院代表団報告書

団 長	参議院議員	中野 正志
	同	相原久美子
同 行	国際会議課長	松下 和史
会議要員	国際会議課	外川 裕之
同	同	伊藤あかり

第 140 回 I P U 会議は、2019 年 4 月 6 日（土）から 10 日（水）までの 5 日間、ドーハ（カタール）のシェラトン・コンベンションセンターにおいて、147 の国・地域、8 の準加盟員（国際議員会議）、34 のオブザーバー（国際機関等）から 1,521 名（うち、議員 757 名）が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 3 名と共に、日本国会代表団（団長・鈴木俊一衆議院議員、副団長・中野正志議員）を構成し、会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、今次会議の概要を報告する。

1. 開会式

開会式は 6 日、タミーム・ビン・ハマド・アール・サーニ・カタール首長臨席の下、開催された。タミーム首長による開会演説に続き、ガブリエラ・クエバス・バロン I P U 議長（メキシコ下院議員）、マーティン・チュンゴング I P U 事務総長、ウラジミール・ヴォロンコフ国連事務次長（テロ対策担当）が挨拶をし、アントニオ・グテーレス国連事務総長からのビデオメッセージが上映された後、アフマド・ビン・アブドゥラー・ビン・サーイド・アール・マフムード・カタール諮問評議会議長が今次 I P U 会議の開会を宣言した。

2. 本会議

本会議は 7 日から 10 日までの 4 日間にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

（1）第 140 回 I P U 会議の議長の選挙

7 日、アール・マフムード・カタール諮問評議会議長が今次 I P U 会議の議長に選出された。

(2) 緊急追加議題

会議においては、①オランダから、「サイクロン『イダイ』に襲われたモザンビーク、マラウイ及びジンバブエを支援する緊急の国際行動の要請」について、②インドネシア、クウェート、モロッコ及びトルコから、「パレスチナの人々の国際的保護を確保し、占領下にあるゴラン高原に対するイスラエルの権限を否定し、人々及び宗教間における平和的共存の価値を促進し、あらゆる形態の人種差別及び不寛容と闘う」について、計2件の緊急追加議題の挿入要請が行われた。

7日の本会議において、それぞれ概要説明が行われた後、投票が行われた。

その結果、オランダ提出の議題案が、賛成1,011票、反対149票、棄権99票で緊急追加議題として認められるために必要な3分の2以上の賛成票を得たことから、今次IPU会議の緊急追加議題として採用された。

日本国会代表団は、オランダ提出の議題案に賛成20票を投じ、インドネシア、クウェート、モロッコ及びトルコ提出の議題案については反対20票を投じた。

8日の本会議において、採用された緊急追加議題に関する討議が行われた。

同日、ベルギー、中国、エクアドル、ガーナ、オランダ、パキスタン、ポルトガル及びセーシェルの8か国の代表で構成される起草委員会が開催され、同議題に関する決議案の審議が行われた。

9日の本会議において、起草委員会によって起草された決議案「サイクロン『イダイ』に襲われたモザンビーク、マラウイ及びジンバブエを支援する緊急の国際行動の要請」が上程され、同決議案はコンセンサスにより採択された（緊急追加議題の全文は別添1参照）。なお、トルコは決議の一部について留保を表明した。

(3) 「平和、安全及び法の支配に関する教育を向上させる基盤としての議会」に関する一般討議

一般討議は、7日から9日までの3日間にわたり行われ、鈴木議員及び中野議員を含む145名以上の各国議員等が演説した。

中野議員は、9日の同討議において、国土交通大臣政務官として災害対策を担当した経験から、防災教育の重要

性及び議会の役割について発言した。1万5,000名以上の尊い命が失われた東日本大震災の際、不幸にも津波の犠牲となった子供たちもいた一方で、岩手県釜石市では、小中学生約3,000名のほぼ全員が自らの判断で高台に避難し、津波の難を逃れたことを紹介し、子供たちがこのように行動できたのは、学校教育の中で「地震が起きたら高台に逃げる」ことを繰り返し学び、訓練を重ねてきたからであり、「津波てんでんこ」というこのエピソードほど防災教育の重要性を物語るものはない旨発言した。また、東日本大震災の3か月後、日本の国会議員は、防災教育や訓練実施の必要性などを目的として、毎年11月5日を日本の「津波防災の日」とする法律を制定し、この取組が、2015年の第70回国連総会で、津波に関する人々の意識向上と津波対策の強化を目的として、11月5日を「世界津波の日」とする決議の採択に結びついたことを紹介した。さらに、日本は「世界津波の日高校生サミット」の主催などを通じて、国際的に防災教育を推進しており、同サミットの経験を通じて、各国の高校生が自国の防災・減災分野におけるリーダーとして活躍することを期待する旨発言した。

10日の本会議において、一般討議の成果を取りまとめた成果文書「ドーハ宣言」が承認された（成果文書の全文は別添2参照）。

（４）「平和、国際安全保障及び国家の領土保全を損ない、人権を侵害する傭兵及び外国人戦闘員の使用の否定」に関する決議の採択

10日の本会議において、平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、各国議会に対し、いかなる国の状況をも不安定化させ、人権及び国際人道法に違反する活動に参加する傭兵又は外国人戦闘員の募集、集結、資金供与、訓練、保護、輸送を防止及び処罰するための法整備等を行うよう要請する等の内容となっている（決議の全文は別添3参照）。

（５）「SDGsの達成に向けた、特に経済的平等、持続可能なインフラ、産業化及びイノベーションに関する公正で自由な貿易と投資の役割」に関する決議の採択

10日の本会議において、持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会（第2委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された（決議の全文は別添4参照）。

決議は、公正で自由かつ持続可能な貿易及び適切に規制された外国投資が、貧困、不平等及び紛争の減少、地球温暖化対策等に貢献し得ることを再確認し、各国議会に対し、各国政府が自国の貿易及び投資協定の定期的な見直しを行い、貿易と投資、産業政策、持続可能な開発の間における調整不全に対処するよう要請する等の内容となっている。

（6）各常設委員会の報告

各常設委員会から今次IPU会議期間中の活動の報告が行われ、10日の本会議で承認された。

（7）第142回IPU会議における平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）及び持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会（第2委員会）の議題の採択及び報告委員の指名

10日の本会議において、第1委員会及び第2委員会により上程された第142回IPU会議における両委員会の議題及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

- ・気候関連災害及びその影響に起因する課題及び紛争に直面する中で平和及び安全を強化するための議会の戦略（第1委員会所管）
- ・SDGs、責任ある消費及び生産を達成するためのデジタル化及び循環経済の主流化（第2委員会所管）

3. 常設委員会

国連に関する委員会（第4委員会）

第4委員会は、9日に開催され、「持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）2019年会合に向けた準備における、SDGsに関する議会によるフォローアップ」に関する討議及びHLPF2019年会合のメインテーマに関するパネルディスカッション：「人々のエンパワーメントを図る、包摂性及び平等を確保する」が行われ、相原久美子議員が出席した。

相原議員は、HLPF2019年会合で議論される予定の

SDGs 目標 10（不平等の是正）に関し、日本は 1967 年に ILO 100 号条約を批准したにもかかわらず、賃金格差は解消されないばかりか、行き過ぎた規制緩和により非正規雇用が急増した結果、正規・非正規間の格差が拡大し、ワーキングプアが社会問題化している旨述べた。また、富める層とそうでない層が二極分化し、社会の活力をそぐ要因となっているのみならず、働く世代の貧困化は、やがて経済の停滞や社会保障費の増大を引き起こし、国全体の活力を低下させるおそれがある旨指摘した。このような現状にもかかわらず、高所得者への課税は軽減される傾向にあり、所得再分配が十分に機能しているとは言い難い状況にあることから、我が党は、所得税、相続税及び贈与税の累進性強化、金融所得課税の強化などを通じて税による所得や資産の再分配機能を強化することを目標としており、公正な分配により、脆弱な立場の人々に質の高い教育や保健医療サービス等へのアクセスを拡大させ、一人ひとりが本来実現できるはずの能力を最大限発揮できる社会を作ることが政治の役割であると考えている旨発言した。さらに、その役割を果たすためには、ワーキングプアや、若者、女性、障害のある人たちやセクシャルマイノリティなど、政治がこれまで十分に目を向けてこなかった人たちの声に耳を傾けながら、現場の多様な意見を代弁する「ボトムアップの政治」が必要であることを強調した。この点に関し、自身も非正規労働を経験したことを踏まえ、現場の声を政策に反映させるべく取り組んできたが、「誰一人取り残さない」という SDGs の根本理念の達成のためには、声を上げづらい環境にある人々に焦点を当てることが重要であり、このことが今後の日本政府によるレビューに反映されるよう、引き続き力を尽くしていきたい旨発言した。

4. 第 204 回評議員会

第 204 回評議員会は、7 日及び 10 日に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

（1）IPU 加盟資格

セントビンセント及びグレナディーン諸島の新規加盟が承認され、IPU 加盟国・地域数は 179 となった。

(2) 2018 年度 I P U 決算

2018 年度 I P U 財務報告書及び監査済財務諸表に係る審議が行われた後、同年度 I P U 決算が承認された。

(3) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・ 第 141 回 I P U 会議 (2019 年 10 月 13 日～17 日、ベオグラード (セルビア))
- ・ 第 142 回 I P U 会議 (2020 年 4 月 15 日～19 日、ジュネーブ (スイス))

なお、中野議員は、今後の会議に関する配付資料のうち、I P U における G 20 国会議長会議の承認プロセスについて、事実誤認を正す発言を行った。

5 . A S E A N + 3 会合

A S E A N + 3 会合 (議長国 : マレーシア) は、6 日に開催された。議事の主な内容は以下のとおりである。

(1) 緊急追加議題に関する審議

本会合として支持する議題案の決定を行わないこととし、アジア・太平洋地域グループ会合において協議することとなった。

(2) 次回 A S E A N + 3 会合議長国

次回 A S E A N + 3 会合 (2019 年 10 月、ベオグラード (セルビア)) の議長国はフィリピンとすることが決定された。

6 . アジア・太平洋地域グループ会合

アジア・太平洋地域グループ会合 (議長国 : パキスタン) は、6 日に開催された。議事の主な内容は以下のとおりである。

(1) I P U 執行委員会の報告

4 日及び 5 日に開催された I P U 執行委員会の概要について、本地域グループの執行委員を代表し、ベトナムから報告が行われた。

(2) 緊急追加議題

本地域グループとして支持する議題案の決定を行わないこととし、本会議での議題案への投票は各国の決定に委ねることとなった。

7. 女性議員フォーラム

女性議員フォーラムは、6日に開催され、「ジェンダーの視点からの第140回IPU会議の活動に対する貢献」に関するグループ討議及びパネルディスカッション：「労働における平等」が行われた。相原議員は、グループ討議のうち、「SDGsの達成に向けた、特に経済的平等、持続可能なインフラ、産業化及びイノベーションに関する公正で自由な貿易と投資の役割」に関する討議及びパネルディスカッション：「労働における平等」に参加した。

8. その他

参議院代表団は、衆議院議員と共に日本国会代表団としてタイ代表団、カンボジア代表団及びベラルーシ代表団と懇談を行ったほか、現地在留邦人との懇談、アルジャジーラ（衛星テレビ局）等の視察を行った。また、中野議員は、オランダ代表団と懇談を行い、相原議員は、女性議員フォーラム・レセプションに参加したほか、アマン・プロテクション&ソーシャルリハビリテーション・センター（家庭内暴力被害者の支援施設）等の視察を行った。

別添 1

サイクロン「イダイ」に襲われたモザンビーク、マラウイ及びジンバブエを支援する緊急の国際行動の要請

(2019年4月9日(火)、本会議にてコンセンサス¹により採択)

第140回 I P U 会議は、

- (1) サイクロン「イダイ」がモザンビーク、マラウイ及びジンバブエを襲い、この地域で広範囲に洪水を引き起こし、多くの人々を死亡させ、何千人もの行方不明者や負傷者を出し、家屋を破壊し、100万人以上の生命に影響を及ぼし、何十万人もの人々から居場所を奪い、死者数を増やしたことによる、これらの国々での人道的危機について深く懸念し、
- (2) この災害の規模を見定めるには時期尚早であること、被害者数の増加が予想されること、及びコレラのような潜在的に致死性を有する水媒介性感染症が被災地域に広がった場合の「二次災害」について世界保健機関が警告していることを考慮し、
- (3) このような規模の災害(世界気象機関は、「イダイ」が南半球で最悪の天候関連の災害の一つになると予測している)に適切に対応することができる国はほとんどなく、債務危機のただ中にあり年間GDPが約120億米ドルであるモザンビークはもちろん、世界最貧国であるこれら3か国は言うまでもないことに留意し、
- (4) 豪雨、海面上昇をもたらし、サイクロン「イダイ」のような致命的な嵐を引き起こしている地球規模の温暖化に関連した気象条件の変化により、これらの国々は長期にわたる干ばつと無降雨のため、既に災害に対し脆弱であったことを確認し、

¹ トルコ代表団は前文パラグラフ10及び本文パラグラフ3について留保を表明した。

- (5) 救済、食糧、一時的な避難所、水処理装置及び医薬品を提供する国及び援助機関の対策や取組を歓迎するとともに、広範囲にわたる荒廃及び貧弱なインフラが救助や人道支援活動が全ての被災者に届くのを妨げていることを認識し、
- (6) 2019年3月25日に発表されたモザンビークへの向こう3か月で2億8,200万米ドルの緊急援助のための国連のフラッシュ・アピール並びにジンバブエ及びマラウイに対する改訂アピールに対する国際社会からの迅速な対応を求める国連事務総長の要請に言及し、
- (7) この状況における女性、子供、障害者及び高齢者の脆弱性に留意するとともに、また、人身売買業者によって奴隷として売却される、あるいは生き残るのに苦勞している家族によって早期結婚を余儀なくされるといった、サイクロンの余波による子供の危険に留意し、
- (8) 極端な気象現象は、より頻繁に発生し、深刻になり、壊滅的になり、そして広範囲に広がる可能性が高く、今日の国際社会からの行動によって防止又は緩和される可能性があることを確認し、
- (9) 2016年11月4日に発効したパリ協定、持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年）及び仙台防災枠組（2015年）は、気候変動の下で持続可能で低炭素で強靱な開発の基盤を提供することを想起し、
- (10) パリ協定の目標を達成するための野心を高め、計画を策定する重要な機会としての2019年9月の国連気候サミットを待望し、
- (11) 誰一人取り残さず、特に清潔な水と衛生に関する目標6、健康と福祉に関する目標3、安価でクリーンなエネルギーに関する目標7といった、これらの目標を達成するための効果的な措置を実行させる上での責任を議会が政府に持たせることを確保しようとする、

2030年までに持続可能な開発目標を前進させるためのIPU自身のコミットメント（2015年ハノイ宣言）に言及するとともに、これらの災害が、被災国の持続可能な開発目標を達成する能力を更に引き下げることを確認し、

1. 議会人に対し、国連の価値観に従って、モザンビーク、マラウイ及びジンバブエのための国連のフラッシュ・アピールをいまだ支援していない自国政府に支援を行うよう働きかけるとともに、十分な人的・財政的資源が関係国にもたらされることを保障するといった適切な方法で貢献するよう要請する。
2. また、国連、援助機関及び国際社会に対し、清潔な水のない洪水被災地域の、特に女性、子供、障害者及び高齢者といった最も脆弱な人々の生活を立て直し、彼らの家族の世話をする能力を強化することを支援するとともに、誘拐、人身売買、性的搾取の危険にさらされている子供、女兒、女性その他の社会的弱者のニーズに特に注意を払うために、それらの人々に引き続き焦点を当てるよう要請する。
3. 全ての締約国に対し、パリ協定に署名したか否かに関わらず、パリ協定の目標を達成するために最善を尽くすよう、また2019年9月の国連気候サミットでその進捗と将来の野心を提示し、2020年中に自国の長期的な気候変動戦略を国連へ提示するよう要請するとともに、特に、締約国に対し、脆弱な国々における緩和及び適応への投資を要請する。
4. また、高所得国に対し、中所得国及び低所得国に、気候変動へのより良い対処を支援するために、より多くの財政的、技術的及び能力構築支援を提供するよう要請する。
5. 各国議会に対し、地球温暖化対策、気候変動の影響についての認識の向上及びより持続可能な生活様式の採用のための主導的役割を担い、効果的な措置を講じるよう、自国政府に働きかけるよう要請する。

6. 国際社会に対し、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、国家の包括的な強靱性メカニズムの策定、災害リスクの軽減・予防対策の強化及び効果的な対応に向けた防災準備の向上の観点から被災国を支援し、回復、復旧、再建において「より良い復興 (build back better)」がなされるよう要請するとともに、関係国政府に対し、リスク削減措置及び社会の強靱性に投資するよう要求する。

7. また、国際社会に対し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (2015 年) に沿って、災害の起こりやすい国々の政府や民間部門と共に、持続可能な開発目標の目標 1 (貧困の撲滅)、目標 2 (食料安全保障)、目標 3 (健康)、目標 5 (ジェンダー平等)、目標 6 (水と衛生)、目標 7 (安価なエネルギーへのアクセス)、目標 8 (健全な雇用)、目標 11 (強靱な社会) 及び目標 13 (気候行動) に焦点を当てながら、リスクの高い地域で生活する人々の生活保障上の重要な課題に関連する気候変動への対応能力に優れた開発プログラムに投資するよう要請する。

8. I P U に関わる議会人に対し、クリーンで再生可能なエネルギーに段階的に移行するための民間部門とのパートナーシップにおいて政府と協力するよう要請する。

ドーハ宣言「平和、安全及び法の支配に関する教育を
向上させる基盤としての議会」

(2019年4月10日(水)、本会議にて承認)

我々、160か国の加盟国及び20か国を超える地域的議員会議は、第140回IPU会議に際し、カタールのドーハに集い、平和、安全及び法の支配を向上させるための基盤としての教育の重要性を認識する。

平和、安全及び法の支配は、国際社会の永続的な目的である。それらは、人々が、個人として、家族として、コミュニティの一員として、そして参加する市民として、幸福かつ有意義な人生を追求し、自己の社会経済的な潜在能力を最大化する上での前提条件となる。紛争や不和の非暴力的な解決を可能とする強固な国内的・国際的制度及びメカニズムを構築させるための粘り強い努力にもかかわらず、多数の形態の紛争が、我々の社会のほぼ全てを苦しめ続けている。国家が他の国家に対して国際社会の承認なしに採用する一方的な措置はまた、安全、安定及び人々の暮らしに負の影響を及ぼし得る。我々は、平和の持続、安全の提供、法の支配の確立が我々の意識の集中を要請する目標であり続けることを認識する。

暴力の様々な形態が21世紀を特徴付けている。軍事的介入、テロリズム、国際組織犯罪、サイバー攻撃、内戦、武装反乱及びギャングによる暴力は、いずれも、世界がかつてないほど危険で不安定な状態にあることを指し示しているように見える。しかしながら、一般に信じられているのとは異なり、多くの殺人的暴力は、紛争地域では起きていない。スモール・アームズ・サーベイの「2017年世界の暴力死」によれば、2016年に少なくとも56万人の人々が暴力により死亡したが、戦争地域で殺害されたのは、わずか約9万9,000人(18%)にすぎない。こうした統計は、我々が、平和、安全及び法の支配を国際的に認識する方法について再考する必要があることを強調している。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダの目標 4 は、教育と平和の間のつながりを我々に想起させる。さらに、教育は、基本的人権として認識されている。このことは、教育が個人を生産システムの活動主体に転換するだけのものではないとの考えを強化し、また、市民意識とコミュニティへの帰属感をも生み出すものである。教育は、人々が世界を理解し、公共生活に参画し、究極的には、共通の価値観に基づく社会的団結の保障に資するものである。教育はまた、男女、郊外及び都市居住者に平等な機会を与える手助けとなり、社会の全ての人々の均等機会を確保する共通項でもある。

議会人として、我々は、持続可能な開発目標（SDGs）、特に目標 4 に従い、平和、安全及び法の支配を向上させる基盤としての教育の推進に向けて作用するメカニズムを支援し、その対策に資金を提供するよう取組を行う。この支援は、以下の内容を含むものである。

全ての人々の教育への平等なアクセスを可能にする。我々は、主要な社会的障壁によって教育へのアクセスが制限されていることを認識し、それゆえに、我々は、以下の取組を行う。

- ・ 世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約その他の関連する国際規範に従い、アクセス可能で包摂的な公私のサービスを通じて実現される普遍的権利として、教育を保障する国内法を採択すること
- ・ 個別に及び国際的な援助及び協力を通じ、教育に対する権利の完全な実現を達成するための立法措置を講じるよう促すこと
- ・ SDGs の目標 4 ターゲット 4.1 に従い、2030 年までに、全ての児童及び青少年が、幼少期の発達、初等及び中等教育という全てのサイクルを完了するよう保証すること
- ・ あらゆるレベル（幼児教育、初等教育、中等教育及び中等後教育）において、最も不利な条件に置かれた児童、若者、成人、移民、難民及び国内避難民のコミュニティのニーズ

に対応するため、十分な資金を手当てした教育施設を設置すること

- ・個人、特に不利なバックグラウンドを有する人々が利用可能な奨学金及び低金利のローンの数を増やすことを含め、職業教育及び高等教育をよりアクセスしやすいものとする
- ・児童、障害者及びジェンダーに対応し、安全で、非暴力的、包摂的かつ効果的な学習環境を全ての人々に提供する教育施設を建設及び改良すること
- ・汚名、差別、暴力、援助又は十分な設備の不足など、教育における過小評価の根本原因に取り組むこと等により、教育におけるジェンダーの不均衡をなくし、女性、女兒、男性、男児並びに障害者、先住民族、国内避難民、難民、経済移民及び不利なバックグラウンドを有する人々を含む脆弱なセクターの人々のため、あらゆるレベルの教育への平等なアクセスを保障すること
- ・また、収監者の社会復帰を容易にするために教育を利用可能にすることを保障すること

アクセスを容易にし、質の高い教育を提供する。立法者として、我々は、教育への平等なアクセスを保障するだけでなく、全ての人々に対し質の高い教育を保障する法的枠組み及び規制環境を作り出す手段を有している。特定の国家領域に居住する者は誰しも、質の高い教育を提供されなければならない。これは、民主的価値に対する更なる尊重を促進し¹、民主主義を維持し²、男女の政治分野への平等な参画とそれらの者の幸福を保障する³ために不可欠なものである。したがって、我々は、以下の取組を行う。

¹ 「民主主義的諸価値の尊重促進を目指した教育・文化政策の実施」に関する決議 第89回IPU会議、ニューデリー、1993年4月17日 <http://archive.ipu.org/conf-e/89-2.htm>

² 「世界民主主義宣言」 第98回IPU会議、カイロ、1997年9月16日 <http://archive.ipu.org/cnl-e/161-dem.htm>

³ 「政治への男女の参加促進のために不可欠の要素及び人類の発展の必要条件としての教育及び文化」に関する決議 第105回IPU会議、ハバナ、2001年4月6日 <http://archive.ipu.org/conf-e/105-2.html>

- ・ S D G s の目標 4 ターゲット 1 に従い、自由で平等かつ質の高い教育を全ての人々（女性及び女兒、男性及び男児）に保障する政府の政策及び規制を促進すること
- ・ 教育が国家の包括的な開発計画に統合されることを保障すること
- ・ 生涯学習に対する取組の一環として、特に過去に教育へのアクセスを否定された人々に対し、成人の学習及び教育機会を拡大すること
- ・ 特に脆弱又は不利な状況にあるコミュニティにおいて、国際協力を通じたものを含め、有資格の教員の利用可能性を拡大すること
- ・ 社会的包摂、寛容、ジェンダー平等並びに平和及び相互理解の文化を育成する指導カリキュラムの開発を促進すること
- ・ 過去の学習成果及び資格を認定するための制度を含め、移動する人々が国家の教育制度に確実に包摂されるよう、政府の政策及び規制を促進すること

地球市民教育（G C E D）を通じた生産的な市民の参加を促進する。これは、

地方、国家及び世界レベルにおいて、連帯と集団的アイデンティティを体験する者にとり、国際社会への帰属感を生み出す。この点に関し、我々は、以下の取組を行う。

- ・ S D G s の目標 4 ターゲット 7 に従い、全ての学習者が、持続可能な開発及び生産的な市民の参加を促進するために必要とされる知識及びスキルを身に付けることを保障すること
- ・ 選挙権年齢に満たない青年に学生自治会及び青年議会への参加を奨励することによるものを含め、学校やコミュニテ

イを通じ、加えて国家レベルで、若者が政治に関与する機会を提供する課外活動を提供すること

- ・ 児童、若者、成人及び社会的に取り残され不利な状況におかれた集団に対し、批判的思考と社会的責任を促進し、いかなる種類の憎しみや差別をも教えることを抑制する方法により、市民の参加、人権、ジェンダー平等、政府、歴史、法及び経済に関する指導を、教室において及びコミュニティサービスを通じて獲得する機会を提供するプログラムを企画し実施すること
- ・ 紛争後の社会における移行期正義という目標を推進し、惨禍が二度と起こらないように過去の遺産に鋭敏な教育を支援すること
- ・ 地球市民並びに異文化間及び宗教間対話及び尊重を促進するため、有権者ととともに国内での協議及び意識向上キャンペーンを奨励すること
- ・ 学生及び青年ユニオンが交流し協力するイニシアティブを通じたものを含め、地球市民教育プログラムを支援する議会間協力を促進すること

ノンフォーマル教育（NFE）を支援する。これは、全ての人々に教育機会を提供することにより、生涯学習及びスキル開発のための代替的手段を提供するものである。我々の取組は以下を含む。

- ・ SDGsの目標4ターゲット3に従い、全ての男女に対し、大学レベルのものを含む、手の届く質の高い技術的、職業的及び高等教育に対する平等なアクセスを保障すること
- ・ 職業訓練並びに情報通信技術、技術、工学及び科学に関するプログラムを受講するため、個人、特に不利なバックグラウンドを有する人々が利用可能な奨学金の数を拡大すること

- ・ 男女間格差をなくし、女性、女兒、男性、男児及び脆弱なセクターの人々のための職業訓練への平等なアクセスを促進すること
- ・ 児童、障害者及びジェンダーに対応し、安全で、非暴力的、包摂的かつ効果的な学習環境を人々に提供するノンフォーマル教育の施設を建設及び改良すること
- ・ 特に脆弱又は不利な状況に置かれたコミュニティにおいて、国際協力を通じたものを含め、有資格の職業訓練専門家の提供を拡大すること
- ・ 市民社会における利害関係者と協議し、ノンフォーマル教育のための認証評価及び質の監視のための一貫した制度を構築すること

紛争又は不安定な状況下において教育制度を保護する。 攻撃から教育を保護する世界連合による 2018 年の報告「攻撃下にある教育」によれば、2013 年から 2017 年の間に学校に対する攻撃は 1 万 2,700 人以上に上り、少なくとも 70 か国の 2 万 1,000 以上の学生及び教育者に被害が及んでいる。こうした状況の重要性及び緊急性を認識し、我々は、以下の取組を行う。

- ・ 各国政府に対し、武力紛争下における教育の保護と継続に対する広範な政治的支援を表明する機会を各国に提供する「安全な学校宣言」を承認するよう要請すること
- ・ 紛争又は不安定な状況下における教育機関（学校、大学、学術機関等）の保護のための国家の法的枠組みが、教育に関連する侵害に確実に対処すること
- ・ U N R W A（国連パレスチナ難民救済事業機関）、U N H C R（国連難民高等弁務官事務所）、U N I C E F（国連児童基金）及び U N E S C O（国連教育科学文化機関）などの機関が主導する、難民の児童が質の高い教育へのアクセスを確実に得られるようにする国際的なプログラムのために持続的な資金を提供すること

- ・ 児童及び成人の教育に関する国際人道法（IHL）の原則及び「安全な学校宣言」を含めることにより、また、国軍並びに関係国家及び非国家主体の訓練において教育の保護を強調することにより、教育に関連する国際人道法違反の認識を向上させること
- ・ 紛争又は不安定な状況下において学校を保護するための包括的な政策を策定するとともに、全ての関係する政府組織、国家の安全保障の提供者、教育及び市民社会団体を、あらゆるレベルにおいて、この政策の策定及び実施に関与させること
- ・ 国家の治安部隊及び非伝統的な武装主体が学校及び教育施設の近隣に検問所及び軍事施設を設置しないよう確保すること
- ・ 国家の治安部隊及びその他の武装主体が、学校及び教育施設における武器の保管、所有及び使用を含め、軍事的な目的のためにそれらの施設を使用しないよう、それらの主体との対話に関与すること
- ・ 公的及びノンフォーマルな教育施設の通学路上において学生及び教育関係者の安全な交通及び通行を確保するため、また、早期警戒システムを含む技術の使用によるものを含む、教育施設自体の物理的な保護を確保するため、措置を策定し、実施すること
- ・ 武力紛争又は不安定な状況の間、及び教育施設へのアクセスが限られている場所において、適切かつ利用可能な場所（例えば、コミュニティに基礎を置く学校又は遠隔学習）において教育を代替的に実施することを保障するために適切な援助を計画し供給すること。これは、武力紛争又は不安定な状況の間、教育へのアクセスの継続性を確保することに寄与する。
- ・ 教育保護委員会を通じたものを含む、学校を基礎とした保護策を策定するため、コミュニティ組織及び地域コミュニティとの協力並びにそれらからの支援を促進すること

本宣言の採択に当たり、我々は、程度に違いはあれ、我々の社会全てが、不寛容、疎外化及び排除の表出に立ち向かわなければならないことを認識する。国連事務総長によって留意されたように、平和を達成するため、「我々は、他者が我々の子供たちに憎しみを教える前に、愛を教えなければならない」。立法者として、我々は、全ての人々のためのアクセス可能で質の高い教育の提供が、この点において不可欠な要素であることを認識する。教育は、生産的な雇用を可能にする目に見えるスキルを各個人に提供するだけでなく、市民の参加を強め、人々が紛争解決のために暴力に訴える可能性を低下させる人生のスキルをも発達させる。絶えず変化する世界において、我々は、我々の社会が直面する課題に応じて教育が順応し、確実により良くなるよう、我々の立法、監視及び予算における権限を行使する必要がある。

別添 3

平和、国際安全保障及び国家の領土保全を損ない、
人権を侵害する傭兵及び外国人戦闘員の使用の否定

(2019年4月10日(水)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第140回IPU会議は、

- (1) 主権平等の原則、政治的独立、国家の領土保全、国際的に承認された国境の不可侵、民族自決、国際関係における武力又は武力による威嚇の不行使、内政不干渉、並びに人種、性別、言語又は宗教の区別なく、全ての人々の人権と基本的自由の促進及び尊重の厳守に関して、国連憲章にうたわれている目的及び原則を再確認し、
- (2) ジュネーブ諸条約(1949年)第一追加議定書第47条、さらに傭兵の募集、使用、資金供与及び訓練を禁止する条約(1989年)第1条に明記された傭兵の定義を想起し、
- (3) また、ジュネーブ諸条約第一追加議定書は国際武力紛争に適用できること及び傭兵に関する条約は全ての武力紛争に適用できることを想起し、
- (4) 外国人戦闘員や外国テロリスト戦闘員に関する国際法律文書がないこと、そしてそれら用語について一般的に受け入れられている法的定義のないこと、さらに、人権を侵害し、自決に係る人々の権利行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する人権理事会作業部会は以下の外国人戦闘員の定義「出生した、又は居住する国を離れて、武力紛争中の反政府運動あるいは非国家武装グループの一員として暴力に加担する個人」を使用することに留意し、

* アルメニア、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、ノルウェー、ルーマニア及びスウェーデンの各代表団は、決議全体について留保を表明した。

- (5) 特に、車列、建物及びその他の場所等人とモノに対する武装した護衛及び保護、武器システムの維持と操作、捕虜の拘禁、現地勢力及び警備人員へのアドバイス又は訓練を含む軍事及び／又は警備サービスを提供する民間軍事会社を、それらが自らをどう規定するかにかかわらず、私的事業実体であると規定した武力紛争時における民間軍事会社の運営に関する国家の適切な国際法的義務及び最善措置に関するモントルー文書（2008年9月17日）を考慮し、
- (6) また、民間軍事会社の人員、従業員及び経営者は、民間軍事会社により直接雇用された、あるいは契約雇用されている人々であることを考慮し、
- (7) 民間軍事会社の活動は、多くの場合、関連する法的義務及びグッドプラクティスにのっとってなされている事実を認識し、
- (8) 民間軍事会社の人員は、その地位に関わらず、適用可能な国際人道法及び国際人権下における国家の義務に従う義務を負い、適用可能な国内法及び国際法において犯罪であると認識される行為を行った場合には、訴追の対象となることを再確認するとともに、さらに、民間軍事会社は、人権及び国際人道法を順守し、その人員による濫用を中止するための措置を講じ、効果的な被害者救済を提供するためのプロセスにおいて準備を行い、かつ協力する責任を有することを再確認し、
- (9) 国連総会決議 71/182（2016年12月19日）を含む関連する国連総会決議及び人権理事会決議 15/12（2010年9月30日）、15/26（2010年10月1日）、18/4（2011年9月29日）、21/8（2012年9月27日）、24/13（2013年9月26日）、27/10（2014年9月25日）、30/6（2015年10月1日）、33/4（2016年9月29日）、36/3（2017年9月28日）及び 39/5（2018年9月27日）、さらにこの件に関し人権委員会が採択した全ての決議、及び民間軍事会社に関する欧州議会決議（2017年7月4日）、民間軍事会社のための国際行動規範（2010年）

及びアフリカにおける傭兵排除のための条約（1977年）を想起し、

- (10) また、女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議（第1325号、第1888号及び第1960号）及び、特に武力紛争におけるあらゆる形態の性暴力が戦争犯罪又は人道に対する罪となり得るとする第1820号を想起し、
- (11) 世界各地、特に武力紛争地域において、傭兵の活動が平和及び安全を脅かす危険性、並びに関係諸国の憲法秩序の統一性及び尊重に傭兵が与える脅威に重大な懸念を表明し、
- (12) また、民間軍事会社従業員を含む傭兵及び外国人戦闘員により民間人に対して行われる裁判によらない殺害、強姦、女性や子供の奴隷化、拷問、強制的失踪と拉致、さらに略奪と恣意的逮捕及び拘束を含む多数の人権侵害に重大な懸念を表明し、
- (13) 女性や子供など脆弱な集団に対する戦争兵器としての強姦のような性的暴行を含む暴力の不穏な傾向を遺憾とし、帰還後、こうした暴力からの生存者が直面する配偶者やその他の親族からの汚名や放棄を含むひどい扱いといった、極めて困難な回復状況に対して失望し、
- (14) 多くの子供たちが強制的に少年兵として徴募され、又は性的奴隷若しくはその他の目的に利用されることで、民間軍事会社従業員を含め、ますます傭兵及び外国人戦闘員の被害者になっていることに対し、懸念を持って留意し、
- (15) 人権侵害の加害者を裁き、人権侵害の被害者に司法と救済に対する完全なアクセスが保障され、その権利を持つと気づかせることが、平和の確立に重要であると固く確信し、

- (16) 武力紛争における傭兵及び武力紛争に際し民間軍事会社従業員を含む外国人戦闘員の使用とその募集、資金供与、保護及び訓練は全ての国家にとって重大な懸念の原因であり、国連憲章にうたわれた目的と原則に違反していることを再確認し、
- (17) 国際的に承認された主権国家の国境及び憲法秩序の範囲内において、人権を侵害し、領土保全を脅かす及び／又は弱体化させることを目的として、傭兵及び外国人戦闘員の募集、資金供与、訓練、集結、輸送又は使用並びに民間セクター及び民間軍事会社の使用を許可、促進あるいは容認するいかなる国家をも非難し、
- (18) 他国の領土保全、主権及び憲法秩序の弱体化を目的とした国家の支援による傭兵徴募に懸念を持ち続け、
1. 傭兵及び外国人戦闘員の法的定義を定めるための共通の法的基準を策定し、採用する目的で国連総会と緊密に協力することを決意し、この件について、人権を侵害し、民族自決権行使を妨害する手段としての傭兵の使用に関する人権理事会作業部会に対し、既存の国際法律文書に基づき、それらの基準を策定し、国連総会へ検討のため提出するよう要請する。
 2. 全ての議会に対し、自国民が、人権及び国際人道法に違反し、いかなる国の状況をも不安定化させ、独立した主権国家の領土保全、あるいは政治的統合を全体的又は部分的に寸断、又は弱めることを目的とした活動を計画し、民間軍事会社従業員を含め傭兵又は外国人戦闘員の募集、集結、資金供与、訓練、保護あるいは輸送に加わらぬよう、法的措置を講じるよう強く要請する。
 3. 各国議会に対し、いかなる国の状況をも不安定化させ、及び／又は人権及び国際人道法に違反することを目的とした活動に参加する民間軍事会社従業員を含む傭兵又は外国人戦闘員の募集、集結、資金供与、訓練、保護あるいは輸送を防止及び処罰するため、自国の現行法を改正するよう要請する。

4. また、各国議会に対し、立憲体制を不安定化させ、及び／又は人権及び国際人道法に違反する目的で武力紛争に干渉する民間軍事会社従業員を含む外国人戦闘員の募集、訓練、雇用あるいは資金供与の禁止を推進する法を制定するよう要請する。
5. 各国議会に対し、輸入された軍事支援が受入れ国において、人権の享有を妨げ、あるいは人権又は国際人道法に違反したりしないよう、かつ憲法秩序又はその国の領土保全を弱体化させないよう、輸入される軍事支援としての退役軍人又は休暇中の現役軍人を雇用することを目的とした登録活動に対する国家による規制メカニズムを構築するよう奨励する。
6. 傭兵の募集、使用、資金供与及び訓練を禁止する条約への加入又はその批准に必要な行動をとることを考慮するよう、まだ加入又は批准をしていない国の議会に対し、要請する。
7. 各国議会及び政府に対し、傭兵活動を排除し、さらに条約の履行を監視するため、傭兵の募集、使用、資金供与及び訓練を禁止する条約の規定を国内法において制定するよう要請する。
8. 各国に対し、あらゆる平和及び安全に向けた取組において、女性の権利、ジェンダー平等並びに女性及び女児の特別なニーズを考慮し、これらの取組における男女の平等な参加の重要性を強調するよう強く要請する。
9. 包摂的で持続する平和のため、協議者としての女性の参加並びに地域コミュニティからの女性及び女児の貢献の重要性を強調する。
10. あらゆる主体による武力紛争における子供の募集と使用を非難し、各国議会に対し、当該行為を国内法において犯罪とするため、個別の法律を改正するよう要請する。

11. 子供に軍事又は戦闘的態度と思考を植え付けることを目的とした政策を強く非難する。
12. 武力紛争が続く地域、及び本決議採択後の将来の紛争における傭兵活動、さらにそれらが主権国家の憲法秩序の統一性及び尊重、国際平和及び安全並びに人権及び国際人道法に与える脅威を非難する。
13. また、民間軍事会社従業員を含む外国人戦闘員による国際人道法違反や人権侵害、さらにそれらが主権国家の憲法秩序の統一性及び尊重、国際平和及び安全並びに人権及び国際人道法に与える脅威を非難する。
14. 各国に対し、民間軍事会社に雇用され、その実質的な支配と監督下にある当該外国人戦闘員を国際法に従って適切に監督できなかった結果として外国人戦闘員が犯した国際法上の罪に対して、民間軍事会社幹部はもちろんのこと、軍司令官であれ文民高官であれ、政府の役人など民間軍事会社の雇主の責任を問うよう要請する。
15. また、各国に対し、自国領域内で行われる民間軍事会社の活動のみならず、自国の企業については、それらの他国における活動についても監視を可能とする施策の導入を要請する。
16. さらに、各国に対し、民間軍事会社従業員を含む傭兵及び外国人戦闘員並びに彼らを資金援助する者全てによる性的及びジェンダーに基づく暴力に対する刑事訴追に関し、武力紛争状態における性的及びジェンダーに基づく暴力から女性及び女児を守るための特別措置を講じ、説明責任の格差と不処罰に対処するよう要請する。
17. 傭兵活動の一環として国際法に違反する者並びに傭兵の使用、募集、資金供与及び訓練をする責任者に対するあらゆる形態の不処罰を非難し、全ての国に

対し、国際法上の義務に従い、彼らが無差別に裁くことを強く要請する。

18. また、人権及び国際人道法違反に関与する民間軍事会社幹部に対するあらゆる形態の不処罰を非難し、全ての国家に対し、国際法上の義務に従い、彼らが無差別に裁くことを強く要請する。
19. さらに、外国人戦闘員並びに外国人戦闘員の使用、募集、資金供与及び訓練をする責任者に対する、人権及び国際人道法の違反におけるあらゆる形態の不処罰を非難し、全ての国家に対し、国際法上の義務に従い、彼らが無差別に裁くことを強く要請する。
20. 各国議会に対し、国際法に従い、傭兵活動の容疑者及び国際人道法又は人権の侵害に関与し民間軍事会社幹部を含む外国人戦闘員を裁きにかけて、説明責任を課し、国際人権規範及び国際人道法に従って権限を持つ独立した公平な裁判所で審理を行うという目標を持って緊密に連携するよう要請する。
21. また、各国議会に対し、傭兵、外国人戦闘員並びに民間軍事会社従業員が関与した国際法違反の被害者に対し、有効な法的援助、支援及び救済へのアクセスを強化するため、明確かつ適切な法律を制定するよう要請する。
22. 引き続き本問題に関与することを決意する。

**S D G s の達成に向けた、特に経済的平等、持続可能な
インフラ、産業化及びイノベーションに関する公正で
自由な貿易と投資の役割**

(2019年4月10日(水)、本会議にて全会一致をもって採択)

第140回 I P U 会議は、

- (1) 2015年9月、国連総会が、持続可能な開発のための2030アジェンダ(A/RES/70/L.1)を採択したこと、同アジェンダには、2030年までの政府の行動を先導するために設計された枠組みに経済的、社会的、環境的な要請を統合する17の野心的な目標と169の付随するターゲットが含まれていることに留意し、
- (2) 貿易と投資のルールと形態が持続可能な開発目標(S D G s)の追求の成功に影響を与えることを認識するとともに、予測可能で適した事業環境における公正かつ自由を基礎とする貿易を行うことにより、持続可能で公平な結果がもたらされることから、その目的に向けて取り組み、進展を評価し伝達することにおいて議会が重要な役割を果たすべきことを認識し、
- (3) 「債務問題に取り組み、ミレニアム開発目標を達成するための革新的な国際的資金調達及び貿易メカニズムの確立のための議会の役割」に留意した第112回 I P U 会議(マニラ、2005年)、さらに、最近では「議会人及び I P U に対し、持続可能な開発を確保するための手段としてのフェアトレードの提唱において、極めて重要な役割を果たすこと」を要請した第128回 I P U 会議(キト、2013年)を含む、持続可能な開発において貿易及び投資が果たし得る役割を検討する I P U の取組を認識し、
- (4) また、S D G s の達成のため、女性の金融包摂の重要性を強調する第136回 I P U 会議(ダッカ、2017年)にて採択された決議を認識し、

- (5) S D G s 内の貿易関連の特定のターゲット、すなわち、17.10「ドーハ・ラウンド（D D A）交渉の結果を含めた世界貿易機関（W T O）の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。」、17.11「開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。」及び 17.12「後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む W T O の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。」を考慮し、
- (6) O E C D 多国籍企業行動指針と 2011 年国連人権理事会において全会一致で採択されたビジネスと人権に関する指導原則などの責任ある企業行動のルールや基準を参照し、
- (7) 特に貿易に関連したターゲットに加えて、8.2「高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。」、8.A「後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（E I F）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。」、9.3「特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。」及び 10.A「W T O 協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。」を含む国際貿易及び投資によって影響を受け得る他の数々のターゲットの成果に留意し、
- (8) W T O の貿易円滑化協定の批准は、W T O の試算が現実となれば、世界の年間国内総生産を 0.5 パーセント・ポイント増加させ、特に後発開発途上国を含む発

展途上国を高い割合で増加させる可能性があることを留意し、

- (9) 国連貿易開発会議（UNCTAD）の活動、特に 2017 年発刊の「持続可能な開発目標のための投資の動員」及び 2015 年発刊の「持続可能な開発のための投資政策枠組み」に含まれている SDGs / 2030 アジェンダにおける投資のための 6 段階の行動計画に十分な注意を払い、
- (10) 貿易が経済において、女性の起業家精神を含む女性の社会的及び経済的エンパワーメント並びに参画を増大させるために持つ価値に留意し、
- (11) 世界規模のコミュニティとして、我々は特に水資源に関し、資源消費、温室効果ガス排出及び環境破壊を削減するために生産と消費のパターンを変更する必要がある、その上で、公正で持続可能な貿易の改善に焦点を当てることが、無駄を減らし、資源枯渇や温室効果ガスの排出を防ぐという目的に反しないとともに、循環経済の恩恵を過小評価しないことを認識し、
- (12) 貿易及び投資協定についての交渉、署名及びそれらへの合意はしばしば行政府の特権である一方、議会は、貿易自由化が、全ての人のための市場アクセス及び貿易の利益の広範な共有を促進する政策を通じて、包摂的な国内成長及び貧困削減につながることを確保する上で重要な役割を持つことに留意し、
- (13) グローバル貿易は開発途上の現状及びジェンダーの不均衡を含む既存の不均衡を更に生み出し、悪化すらさせる可能性があることに注意し、多国籍企業による製造とサプライチェーンの垂直的統合は競争を減少させ、低付加価値生産活動及び第一次生産活動へ低開発国を追いやる可能性があることに留意し、
- (14) 特に農業といった生活に必須の産業において、失業その他の有害な歪曲効果の観点から、地域社会が抱いているグローバリゼーションの影響についての懸念を

認識し、そのような懸念が、対処されずにいるのであれば、孤立主義、極端な排他主義及び保護主義といった不毛な実践につながる傾向がある政治的圧力を生み出す可能性に留意し、

1. 特に S D G s / 2030 アジェンダに含まれる幅広い目標と具体的なターゲットに概説されているように、公正で持続可能な開発成果を提供することを目指す、W T O を中心とした貿易及び投資に対するルールに基づいた、透明で、公平かつ差別のない多国間アプローチ並びに仲裁メカニズムの不可欠な重要性を再確認する。
2. また、公正で自由かつ持続可能な貿易及び適切に規制された外国投資が、貧困、不平等、不安定及び紛争の減少、経済的能力、自給力、国際協力及び平和の構築、並びに地球温暖化との闘いにおいて主導し得る貢献を再確認する。
3. 持続可能な開発に向けて前進する手段として、持続可能な消費と生産を貿易と投資の法的枠組み、政策及び規制に統合することの重要性を強調する。
4. 各国議会に対し、女兒の教育、ジェンダーに配慮した教育と訓練、及びアフーマティブ・アクション政策を通じて、特に技術、金融、貿易分野の経済における女性代表者の不足に取り組むよう、そしてこれらのセクターにおける女性の意思決定への参加を確保するよう要請する。
5. 後発開発途上国、国際機関、ドナー及び国連開発計画（U N D P）の間のパートナーシップとしての拡大統合フレームワーク（E I F）、特に政策、制度、リソーシングの三つの主要レベルでの国家開発戦略への貿易の主流化のためのフレームワークを構築する活動を支援する。
6. 各国議会に対し、開発途上国とりわけ後発開発途上国

における真の経済開発及び貿易を支援するために、E I Fを含めた多様なチャンネルを通じて、貿易のための援助資金が提供され適用されるとともに、そのような資金が国連開発グループ（U N D G）によって採用された「主流化、加速、政策支援（M A P S）」アプローチの範囲内でのイニシアティブを考慮することを確保するよう奨励する。

7. 一般的には責任ある業務遂行のため、更に具体的には、労働者の権利及び職場の安全衛生問題に関する基準並びに環境保護及び地球温暖化との闘いに関連する人権に好ましい基準の貿易協定への包含を要請するとともに、効果的な遵守メカニズムと女性の公正な労働条件及び平等な給与を含むジェンダーに配慮した視点とともに、将来的にそのような基準がより広範に適用されることを要請する。
8. これらの責任ある業務遂行のためのこれらの基準は、バリューチェーン全体を通して実施されるべきであることを強調する。
9. 各国議会に対し、特にグリーン製品及びサービスの市場アクセスへの障害を取り除くことを目的とした措置に焦点を当て、環境及び気候変動の側面が国際貿易政策において正しく考慮されていることを確認するよう要請する。
10. また、各国議会に対し、再生可能エネルギー分野の貿易や投資への障壁を取り除く具体的な解決策を引き続き確認するために、政府の計画に特に留意するよう要請する。
11. さらに各国議会に対し、自国の貿易及び投資協定の定期的な見直しを行うとともに、現在の協定における易と投資、産業政策並びに持続可能な開発の間のあらゆる不十分な調整に対処するよう各国政府に指示するよう要請する。
12. また、各国議会に対し、W T O の貿易円滑化協定の実施

などを通じたものを含む貿易関連の国内法規・規制制度が透明で効率的であり、零細、中小企業にアクセス可能であることを確保するよう要請する。

13. また、個々の加盟議会に対し、1以上のSDGsを採用し、及び各議会の活動におけるガイドラインとして採用したSDG(s)を使用したうえで、目標の実現を促進し、政策の不一致を防止するよう要請する。
14. 各国議会に対し、外国企業が国内の法及び政策の変更起因する損害賠償を請求することを認めることを目的とする投資家と国家の間の紛争解決条項についての新たな懸念とともに、責任ある外国投資に対しての効果的な保護を行う一方、公衆衛生、環境保護及び人権の利益にかなう規制を行う権利を守りながら、投資家と国家の間の紛争解決を改革するため現在行われている取組について考慮するよう要請する。
15. 各国議会及び政府に対し、現在の不均衡を強める可能性があるバリューチェーンへの統合のために、価値の低い資源の輸出を単に促進するよりも、開発途上国における貿易の機会を開拓し、既存の産業がより付加価値の高い生産に向けた段階に進むことを可能にするインフラ及びデジタル技術の提供に焦点を当てることを要請する。
16. 各国議会に対し、インフラプロジェクトがSDGsへの正式な関連を含む一連の優先事項と整合しつつ、十分な質になり、全ての人、特に農村部の女性にとって有益となることを確保することを目的として、女性を含む関連コミュニティと協議の上、国、地域及び地方レベルでこれらプロジェクトが計画され評価される手段を検討するよう要請する。
17. 産業開発とイノベーションを促進する手段として、技術的、職業的スキルを含む、雇用、働きがいのある人間らしい仕事、起業家精神のための適切なスキルを持つ若者と成人の数を増やすために、質の高い教育により多くの資源を割り当てる必要性を強調する。

18. また、各国議会に対し、電子商取引や金融及び国際競争力のある通信技術へのアクセスは、伝統的な形態の「ハード」インフラに劣らず重要であり、後発開発途上国における開発の可能性を引き出し、デジタル通信や金融サービスへのアクセスにおけるジェンダー格差に対処する鍵となることに留意しつつ、効果的なデジタル通信と金融インフラを提供するための政府のプログラムを実現する法的枠組及び必要な支援を確保するよう要請する。
19. また、各国議会に対し、特に、SDGs / 2030 アジェンダで重視されているように貧困と経済的困難を軽減する傾向がある分野で、分野特有の対外直接投資の配分に重要な関心を持つよう関係者を刺激するよう要請する。
20. 各国議会に対し、女性、若者及び脆弱なコミュニティに権限を与え、公正で衡平な結果を出すことを目的として、立法及び政策の枠組みが、女性、若者及び脆弱なコミュニティが市場にアクセスし貿易自由化から恩恵を受ける際に直面する障壁を確実に認識し、軽減に努めるよう要請する。
21. また、各国議会に対し、中小企業が世界的なサプライチェーンでの政策及び運用を理解し、自身に必要なことに対応できるように、中小企業支援に資する事業環境を構築し、人的、技術的及び財政的能力を構築することによって中小企業が国際的なサプライチェーンに参加することを可能にする関連立法及び政策の枠組みの制定を要請する。
22. 各国議会に対し、効果的かつ効率的な産業化、イノベーション、持続可能なインフラは、大部分が健全でレジリエントな金融システムの上に成り立つため、全ての国の金融システムの健全性に重大な関心を持つよう要請する。
23. 各国議会に対し、特にアフリカの開発途上国及び後発開発途上国において、経済の変革とSDGsの達成に

重要な役割を果たす輸出多様化の主な推進要因に包括的に取り組む立法及び政策を促進するよう各国議会に要請する。また、この点に関して、各国議会に対し、生産能力の構築、製造付加価値の割合の増加、国内生産の構造の多様化、そして輸送、I C T、エネルギー、特に再生可能エネルギーを含むインフラ開発に焦点を当てるよう要請する。